

環境管理センターからのお知らせ

平成30年4月から ごみ処理料金が改定

大和町・大郷町・大衡村のごみ処理料金が改正されます。また、分別収集に雑がみを追加しました。

事業系ごみ及び自己搬入ごみの処理料金の改定

単 位	現 行	改 定 後
100kgまで	1,000円	1,500円
超過分	500円 (50kg又は端数ごと)	150円 (10kg又は端数ごと)

「雑がみ」を分別収集します

古紙（新聞・雑誌・段ボール）、紙パックについては、今までどおりの収集形態を変更することなく、ごみ種区分に「雑がみ」を追加し、現在使用している紙製容器包装用の「灰色のネット」を利用して、「紙製容器包装」と「雑がみ」を一緒に収集するものです。

「雑がみ」 とは？

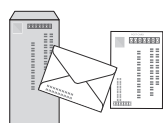
お菓子箱・ティッシュ紙箱・紙製ハガキ・封筒・コピー用紙・メモ用紙
ポスター・カレンダー・トイレトペーパーやラップの芯・包装紙・紙袋等

ビニール部分はプラスチック製容器包装へ



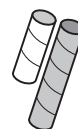
お菓子・食品・ティッシュ等の紙箱

※必ずたたんで



紙製のはがき・封筒

※窓付き封筒の窓はリサイクル可
と表記がなければ取り除く



トイレトペーパーや
ラップの芯



紙袋・包装紙

※紙袋の持ち手（紙以外のもの）は取り除く



ダイレクトメールのチラシ類



コピー用紙



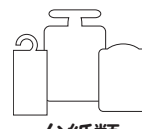
メモ用紙



カレンダー



説明書



台紙類

(Yシャツやストッキングなどに入っている紙)